

報道機関 各位

観光地域経営フォーラム

提言「『休暇』から『休活』へ ~ 有給休暇の活用による内需拡大・雇用創出」発表

## 有給休暇の完全取得で 16兆円の経済波及効果、188万人の雇用創出へ

民間と地域が連携し観光を中心とした地域活性化を推進する「観光地域経営フォーラム」(代表幹事：麻生渡・福岡県知事、須田寛・東海旅客鉄道相談役、福川伸次・機械産業記念事業財団会長、望月照彦・多摩大学教授)は、未取得有給休暇完全取得の経済効果に関する試算結果を発表しました。完全失業率が5.7%を記録するなど雇用確保が喫緊の課題となっている現在、大規模な財政支出を伴わずに、約16兆円の経済波及効果が得られ、約188万人の雇用創出が可能になります。同フォーラムでは、試算結果を基に下記の提言を発表しました。

### 【経済波及効果の試算結果】

日本の労働者が未取得の年次有給休暇・約4億3,000万日を完全取得することによって、下記の経済波及効果が得られる。

余暇消費支出額の増加、雇用増による消費支出額増加、投資による効果を合算すると、約15兆6,300億円の経済波及効果が得られる(日本のGDPの約3%に相当)。

(他の経済波及効果 参考例)高速道路土日料金1,000円制：1.7兆円(2年間)、東京五輪開催：2兆8,000億円

経済活動活性化による新規雇用創出と、休暇の増加による代替雇用の創出を合算すると、約187.5万人の雇用が創出される(完全失業者の約52%を解消)。

(他の雇用創出効果 参考例)グリーン家電エコポイント制：12万人、エコカー減税：12万人

### 【有給休暇完全取得への提言】

#### (1) 休暇法制の見直し

2 労働週の連続休暇を労働者に保証することを法律で定める(国際労働機関(ILO)132号条約第8条2項に準じる内容を、労働基準法の改正あるいは休暇に関する事項を規定する法律を新たに制定して定める)。

#### (2) 計画年休制度の活用促進

計画年休制度の最大限の活用により連続休暇を実現するため、労使が協力して取り組みを進める。

#### (3) サービス経済下の休暇の受け皿づくり

公的機関が先頭に立って、年中無休化などの国民の利便性に資するサービスを提供する。特に、公的機関が運営する文化・レジャー施設(博物館、美術館等)は平日休業の撤廃、行政機関窓口、公立病院等の公共サービス機関は休日の営業日化を進める。また、観光圏の整備等を更に進め、滞在型休暇を楽しめるプログラム・環境を整備する。

(添付資料) 報告書『「休暇」から「休活」へ ~ 有給休暇の活用による内需拡大・雇用創出』

【お問い合わせ先】観光地域経営フォーラム (<http://kanko-forum.net>) 報告書全文は左記 URL からダウンロードできます。

事務局：(財)日本生産性本部 余暇創研(柿岡、村越)

〒150-8307 東京都渋谷区渋谷 3-1-1

TEL.03-3409-1125 / FAX.03-3409-2810 E-mail : KANKO\_FORUM@jpc-net.jp

観光地域経営フォーラム 提言

「休暇」から「休活」へ ～ 有給休暇の活用による内需拡大・雇用創出

1. 休暇がもたらす 16 兆円の経済効果

2008 年に起こった世界同時不況は、外需依存によって「失われた 10 年」からの回復を進めていた日本の実体経済に大きな打撃を与えた。現在、景気は政府の緊急対策により持ち直しの傾向を見せているが、決して楽観できる状況ではない。わが国が抱える巨額の財政赤字を考えれば、新たな財政出動を伴わない内需拡大策が必要である。

内需拡大に必要なものは、国民一人ひとりの活発な活動であり、消費である。内需主導型経済に転換するためには従来の常識を打ち破った新しい取り組みや活動、日本人のライフスタイルを刷新するような試みが国民、経営者、労働組合そして政府に求められている。

1936 年、フランスのレオン・ブルム内閣は、大恐慌後の長引く不況に対して「もっと働くこと」ではなく「もっと休むこと」で立ち向かうことを決断、全労働者に年 2 週間の有給休暇を保証するマティニヨン法（通称「バカンス法」）を制定した。その結果、フランスではサービス産業が大きく成長し、内需主導型経済に脱皮を果たすと共に雇用も拡大、フランス経済の回復に大きな役割を果たした。

サービス産業が GDP の約 7 割を占めるようになった今日の日本でこそ、当時のフランスの取り組みが求められている。休暇取得を拡大することによって、経済に活力をもたらすのである。そのためには、国民のライフスタイルを従来の「一斉に働き、一斉に休む」という工業社会モデルから、「もっと休む」「分散して休む」というサービス経済社会型のモデルに転換していく必要がある。

日本人の中には「休暇」という言葉に対してマイナスの印象を持つ人がいる。しかし、休むことは暇をつくることではないし、怠けることでもない。労働から解放されて休息を得る、その上で人間として様々な「活動」を行うことである。それが経済を活性化させ、活力ある国民、活力ある日本をつくる。

今回の分析によって、年次有給休暇の完全取得は、極めて大きな経済効果をもたらすことが明らかになった。その規模は、

(1) 余暇活動増加による消費支出、雇用創出から生まれる消費支出、設備投資の誘発による消費支出を合わせると、約 15 兆 6,300 億円の経済効果をもたらす（わが国 GDP・498 兆円の 3% に相当）

（他の経済波及効果 参考例）高速道路土日料金 1000 円制：1.7 兆円（2 年間）<sup>1</sup>、東京五輪開催：2 兆 8000 億円<sup>2</sup>

(2) 新規雇用・代替雇用を合わせると 187.5 万人の雇用を創出する（完全失業者数 359 万人のうち 52%を解消）

（他の雇用創出効果 参考例）グリーン家電エコポイント制：12 万人、エコカー減税：12 万人

<sup>1</sup> 内閣府「昨年来の経済対策と効果」（2009 年 7 月）。雇用創出効果参考も出所同じ。

<sup>2</sup> 東京オリンピック招致本部「第 31 回東京オリンピック競技大会開催にかかる経済波及効果（概算）」（2006 年 7 月）

このように、有給休暇取得促進は、大がかりな財政出動によらず内需を刺激し、大きな経済波及効果・雇用創出効果をもたらすことが期待できる。わが国経済にとって、休暇改革は最後に残された切り札である。

## 2. 休暇法制の見直し

有給休暇完全取得を実現するためには、国民の休暇への意識を変革すると共に、個別企業労使による取り組みが必要である。しかし、現在も日本の有給休暇取得率は先進国の中で低位にとどまっている。個別企業では、休暇取得を促進する様々な制度が工夫されているものの、有給休暇完全取得の実現には、促進への新たな枠組みが必要である。完全失業率が5.7%を記録するなど雇用確保が喫緊の課題となり、不況からの早期の脱却が求められている今、休暇取得拡大による経済波及効果を活用するため、国を挙げての取り組みが求められる。

最も効果が期待できるのは、休暇に関する法制の見直しである。日本では主として労働基準法が有給休暇について定めている。しかし、労働基準法はILO132号条約第8条2項が定める2労働週の連続休暇に言及していないことが最大の問題である。これが、グローバルスタンダードから懸け離れた細切れの休暇を容認する原因となり、休暇取得拡大を阻害している。

連続休暇の付与は、労働者による時季指定権の一定程度の制限と表裏一体である<sup>3</sup>。全従業員が連続休暇を取得するためには、当然、取得時期の調整が必要となる。労働者が時期を自由に指定するのではなく、欧米の多くの国々のように、労働者の希望を聞いた上で、使用者側が取得時期を決定する方が合理的である。その際、全従業員が同一の時期に2労働週の連続休暇を取得することは現実的ではないので、必然的に連続休暇の取得時期は分散化されることになる。

従って、日本の休暇法制は下記の点について見直しを行うべきである。

労働基準法の改正、あるいは休暇に関する事項を規定する法律を新たに制定するなどして、下記の点を定める。

- (1) ILO132号条約第8条2項で定める、2労働週の連続休暇を労働者に保証する。
- (2) 連続休暇の取得時期は、労働者の希望を聞いた上で、使用者が決定する。ただし、連続休暇以外の単発休暇は、従前通り、労働者の時季指定権を尊重する。

## 3. 計画年休制度の活用促進

現行法制下で使用者側が連続休暇の取得時期を決定するには、「計画年休」制度の充実を図る方法がある（労働基準法第39条5項）。計画年休は企業と労働組合の協定によって、有給休暇日数の5日を超える部分については、時期を計画的に定め、職場で一斉に、あるいは交替で休暇を取得することができるとする制度である。この制度を使えば、平均付与日数18日のうち、13日については連続休暇とすることができるはずであり、休暇の分散化促進効果も期待できる。しかし、実際には計画年休制度がある企業は16.3%であり、また1企業あたりの計画的付与日数は4.5日となっており、計画年休制度によって長期連続休暇を普及させるには、下記のように、更なる取

<sup>3</sup> わが国では、休暇の時季指定権は労働者にあり、使用者は「事業の運営を妨げる事由」がある場合のみ、時季変更権を有するとされている。しかし、長期連続休暇については、時季指定権を労働者が有しているためにかえって取りにくくなる傾向がある。

り組みが必要になる。

連続休暇の取得時期の決定にあたっては、労使により計画年休制度を最大限に活用する取り組みを進める。

#### 4. サービス経済下の休暇の受け皿づくり

休暇取得の拡大と共に、国民が休暇を取りやすくする環境づくり、とりわけ休暇取得時の活動の受け皿づくりが重要になる。

現在、公的機関が運営する博物館、美術館等のレジャー施設は平日に休業日を設けることが多い。国民が平日に休暇を取得してこれらの施設を利用する機会が制約されることになる。休暇取得時の活動の受け皿とするため、これらの公共施設は年中無休化（平日休業の撤廃）を行うべきである。

また、多くの労働者が、病院への通院や行政機関窓口利用のために有給休暇を充てている現状がある。休暇を明日への活力につなげるためには、休暇をこれらの所用に充てることは本来望ましくない。このため、行政機関窓口、公立病院等の公共サービス機関は年中無休化（休日の営業日化）を行い、休日にこれらの所用を処理できるようにすることによって、休暇の本来的な利用を促進するべきである。

さらに、国民の休暇取得に対応し、廉価で滞在型の休暇を楽しめる環境やプログラムを整備することも不可欠の課題である。例えば、昨年以降、観光庁が提唱している全国の広域観光圏の整備事業や都市と農村の交流事業などを通じた、受け皿やプログラムづくりの一層の支援が重要である。

国民の利便性に資するサービスを提供するため、公的機関が先頭に立って、下記の取り組みを進めるべきである。

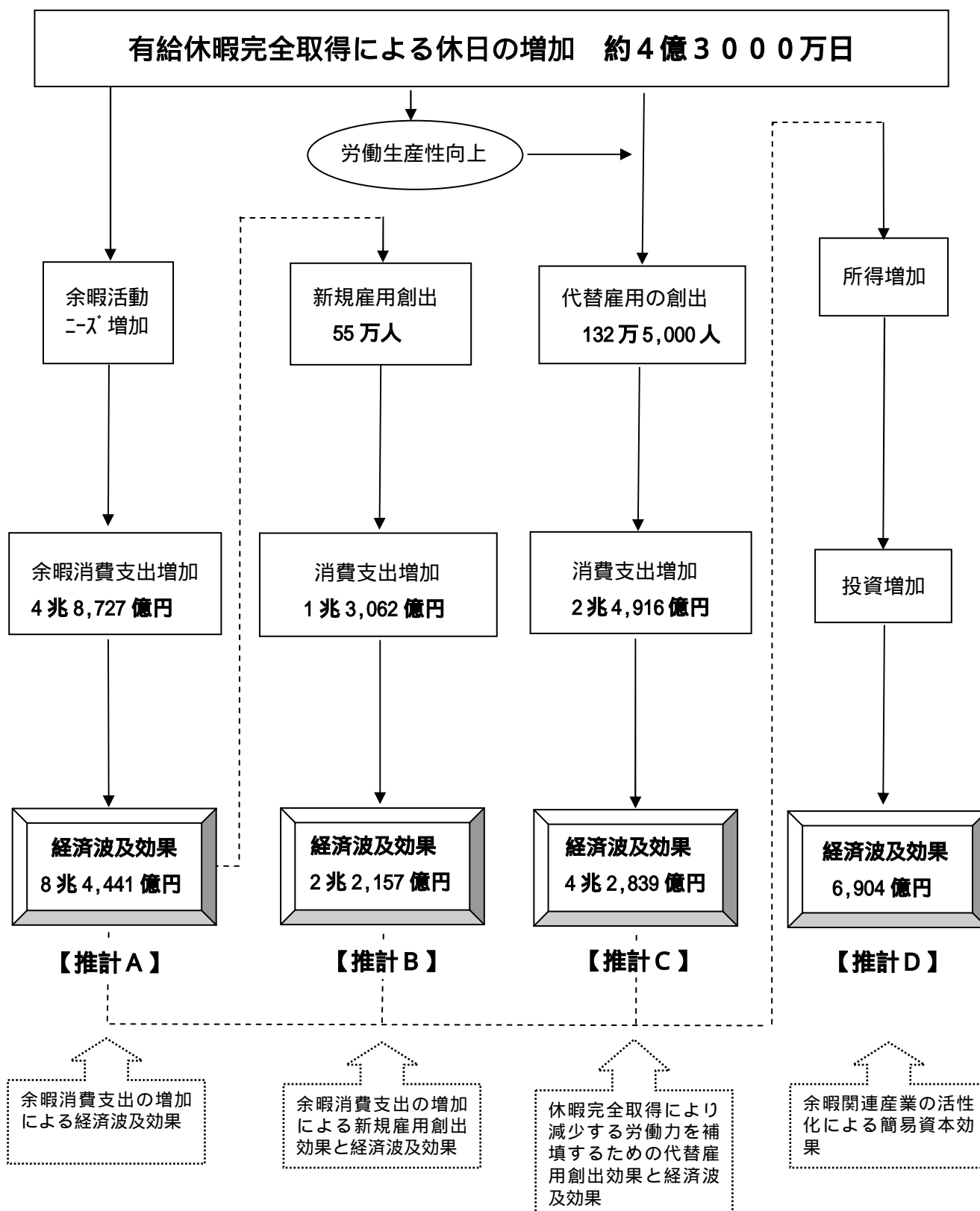
- (1) 公的機関が運営する文化・レジャー施設（博物館、美術館等）の年中無休化（平日休業の撤廃）を進める。
- (2) 行政機関窓口、公立病院等の公共サービス機関の年中無休化（休日の営業日化）を進める。
- (3) 観光圏の整備等を更に進め、滞在型休暇を楽しめるプログラム・環境を整備する。

以上

報告書全文は下記の URL からダウンロードできます。

観光地域経営フォーラム <http://kanko-forum.net>

【経済波及効果の推計フロー】



## 観光地域経営フォーラム「休暇改革推進部会」

### 委員名簿

(敬称略：氏名五十音順)

座長	桜本 光	慶應義塾大学 商学部 教授
委員	池添 弘 邦	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員
	小倉 一 哉	独立行政法人 労働政策研究・研修機構 主任研究員
	加藤 誠	株式会社ジェイティービー 地域交流ビジネス推進部長
	澤田 博之*	東日本旅客鉄道 株式会社 鉄道事業本部営業部 観光政策・イノベーション・プロジェクト課長
	穴戸 駿太郎	国際大学・筑波大学名誉教授 日米・世界モデル研究所 所長
	瀧本 泰行	可処分時間研究会 代表
	田所 俊彦	株式会社 日本航空インターナショナル 旅客営業本部 部長
	藤本 旬	株式会社 電通 ネットワークソリューション室 ソリューション2部 スーパーパートナー
	森 まり子	日本・東京商工会議所 企画調査部 課長
	丁野 朗	社団法人 日本観光協会 常務理事・総合研究所所長 余暇創研研究参与 観光地域経営フォーラム研究コーディネーター
	横川 修	財団法人 日本生産性本部 理事

#### オブザーバー

	須田 純一	社団法人 日本ツーリズム産業団体連合会 事業部 部長
	福石 幸生	慶應義塾大学大学院 商学研究科 後期博士課程 (桜本光研究室)

\* 2009年6月、高木茂氏より交替